

No	区分	(参考) 国立大学法人	東京都	大阪府	秋田県	岩手県	長崎県
1	評価の基本方針	<p>① 主として中期目標の達成に向けた事業の進捗状況を確認する観点から法人の改善充実が進められるよう留意する。</p> <p>② 評価においては業務運営に関する取組状況を分かりやすく示す。</p> <p>③ 法人の特色ある取組や、運営を円滑に進める工夫等を積極的に評価し、計画の見直し検討に資するよう、また目標達成の支障についても明らかになるよう考慮する。</p>	<p>① 中期目標の達成に向け、法人の中期計画の事業の進行状況を確認する。</p> <p>② 評価を通じて法人の業務運営状況分かりやすく社会に示す。</p> <p>③ 法人の業務運営の向上・改善に資する。</p> <p>④ 都民への説明責任を果たす。</p> <p>⑤ 教育研究に関してはその特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行う。</p>	<p>① 国立大学法人評価委員会における評価方法等を踏まえつつ、次の点を考慮する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人化を契機とする大学改革の実現 ・教育研究の特性への配慮 ・公立大学としての地域における役割と府民への説明責任 <p>② 公立大学法人を取り巻く環境変化のほか、国立大学法人にかかる年度評価の動向を踏まえ、必要に応じて評価方法等を見直す。</p>	<p>① 中期計画に係る業務の実績を客観的に把握し、その実施状況を明らかにする。</p> <p>② 中期計画の実施状況等を踏まえ、法人の事業活動、業務運営等多面的な観点から法人全体を評価し、法人の業務のあり方、改善すべき点等を明らかにする。</p> <p>③ 必要に応じ、中期目標、中期計画について一層適切なものとなるよう見直し、修正を求める。</p>	<p>① 評価は中期目標の達成に向けた法人の事業の進捗状況を確認する観点から行う。</p> <p>② 委員会は、評価を通じて法人の大学改革の推進を支援する。</p> <p>③ 法人の特色ある取組みや様々な工夫を積極的に評価する。</p> <p>④ 大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮して行う。</p> <p>⑤ 評価を通じて法人の中期目標の達成に向けた取組状況等を県民に分かりやすく示すよう努める。</p>	<p>① 年度評価は法人の自己点検・評価に基づいて行うことを基本とする。評価委員会は法人が実績報告書に記載した中期目標・中期計画の達成状況に基づいて評価を行う。</p> <p>② 主として中期目標・中期計画の達成に向けた事業の推進状況を確認する観点から行う。</p> <p>③ 年度評価の積み重ねが、中期目標期間終了時における法人の自主的な組織や業務全般の見直しの基礎になることに留意する。</p>
2	教育研究の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・教育研究の状況についてはその特性に配慮して、大学評価・学位授与機構に評価の実施を要請し、その結果を尊重する。 ・教育研究等の質の向上についてはその特性に配慮し、専門的な観点からの評価は行わず、事業の外形的・客観的な進捗状況を確認し、特筆すべき点や遅れている点を示す 	<p>教育研究に関する事項については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行い、専門的観点からの項目別評価は行わない。なお、特筆すべき点、遅れている点があればコメントを付す。</p>	<p>教育研究等の質の向上に関する事項については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行い、専門的観点からの項目別評価は行わない。 (法79条に基づき中期目標期間終了時に認証評価機関の評価結果を踏まえて評価する。)</p>	<p>教育研究等の質の向上に関する事項については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行い、専門的観点からの項目別評価は行わない。</p>	<p>教育研究等の質の向上に関する事項については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行い、専門的観点からの項目別評価は行わない。</p>	<p>教育研究等の質の向上に関する事項については、事業の外形的、客観的な進行状況の評価を行い、専門的観点からの項目別評価は行わない。</p>
3	自己点検・評価実績報告	<p>国立大学法人は実績報告書において年度計画の記載事項ごとに以下の4種類により事業の実施状況を自己評価しその進捗状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。</p>	<p>年度計画に記載されている項目ごとに業務実績を検証し、年度計画の各項目の達成状況を4段階で自己評価し業務実績評価書に記載する。</p>	<p>年度計画の小項目ごとの進捗状況の自己評価を行い、実績報告書において5段階で進捗状況を示し、業務実績と自己評価の判断理由を記載する。</p>	—	<p>法人は業務実績を自己点検し、その進捗状況を各項目ごとに評価し、実績報告書に自己評価を記入する。</p>	<p>法人は実績報告書において年度計画の記載事項ごとに以下の4種類により進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。</p>
4	自己評価基準	<p>Ⅳ：年度計画を上回って実施している</p> <p>Ⅲ：年度計画を十分に実施している</p> <p>Ⅱ：年度計画を十分に実施していない</p> <p>Ⅰ：年度計画を実施していない</p> <p>※ 年度結果は中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが、中期計画を各年度どの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。</p> <p>※ その他特記事項の欄にも記載</p>	<p>S：年度計画を当初予定より大幅に上回って実施している。(顕著な実績又は特に優れた成果が認められるもの)</p> <p>A：年度計画を当初予定どおり実施している。(達成度がおおむね90%以上と認められるもの)</p> <p>B：年度計画の実施状況が当初予定を下回っている。(達成度がおおむね60%以上90%未満と認められるもの)</p> <p>C：年度計画の実施状況が当初予定を大幅に下回っている。若しくは年度計画を実施していない。(達成度が60%未満と認められるもの)</p>	<p>V：年度計画を大幅に上回って実施している</p> <p>Ⅳ：年度計画を上回って実施している。</p> <p>Ⅲ：年度計画を順調に実施している</p> <p>Ⅱ：年度計画を十分に実施できていない。</p> <p>Ⅰ：年度計画を大幅に下回っている。</p>	—	<p>A：計画通り進んでいる</p> <p>B：概ね計画どおり進んでいる</p> <p>C：やや遅れている</p> <p>D：重大な改善事項がある</p>	<p>Ⅳ：年度計画を上回って実施している。</p> <p>Ⅲ：年度計画を順調に実施している。</p> <p>Ⅱ：年度計画を十分に実施できていない。</p> <p>Ⅰ：年度計画を実施していない。</p> <p>※年度評価は中期計画の実施状況を調査・分析するものであるが、中期計画を各年度どの程度実施するかは年度計画に示されるものであることから、一義的には年度計画の実施状況で判断する。</p>

No	区分	(参考) 国立大学法人	東京都	大阪府	秋田県	岩手県	長崎県
	評価方法	項目別評価及び全体評価を実施	同 左	同 左	同 左	同 左	同 左
5	項目別評価	<p>年度計画及び記載事項ごとに自己評価や計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、その結果を踏まえるとともに特記事項等も勘案し、①業務運営の改善・効率化 ②財務内容の改善 ③自己点検・評価及び情報提供 ④その他の業務運営に関する重要事項 の4つの大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を示す。</p> <p>1 中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある</p> <p>2 目標・計画の達成に向けて順調に進んでいる</p> <p>3 目標・計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる</p> <p>4 目標・計画の達成のためにはやや遅れている</p> <p>5 目標・計画の達成のためには重大な改善事項がある</p> <p>※各国立大学法人は項目内の重要性等を勘案してウエイト付けを行うことができる。</p>	<p>法人から提出される実績報告書などを基に検証を行う。検証に当たっては法人とのヒアリングを実施する。</p> <p>実績報告書の検証を踏まえ、事業の進捗状況・成果を年度計画の大項目ごとに1～4の4段階で評価する。</p> <p>1：年度計画を順調に実施している。</p> <p>2：年度計画をおおむね順調に実施している。</p> <p>3：年度計画を十分に実施できていない。</p> <p>4：業務の大幅な見直し、改善が必要である。</p>	<p>法人からのヒアリング等により実績報告書の調査・分析を行い、年度評価を行う。</p> <p>①小項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の進捗状況について上記I～Vの5段階による評価を行う。</p> <p>②小項目ごとの評定と特記事項の記載をもとに、大項目ごとの進捗状況について、S～Dの5段階による評価を行う。</p> <p>S：特筆すべき進捗状況（特に認める場合）</p> <p>A：計画どおり（すべてⅢ～Ⅴ）</p> <p>B：おおむね計画どおり（Ⅲ～Ⅴが9割以上）</p> <p>C：やや遅れている（Ⅲ～Ⅴが9割未満）</p> <p>D：重大な改善事項あり（特に認める場合）</p> <p>なお、法人において小項目ごとにあらかじめウエイト付けを行い、これを考慮して大項目ごとの評価を行う。</p>	<p>・法人提出の事業報告書等をもとに、業務の実績、自己点検等についてヒアリングを実施する。</p> <p>・業務の達成度と業務の内容を総合的に勘案して行う。</p> <p>・中期計画の項目ごとに5段階で評価を行う。</p> <p>S：特に優れた実績を上げている（評価委員会が特に認める場合）</p> <p>A：年度計画を順調に実施している（達成度が概ね90%以上と認められるもの）</p> <p>B：年度計画を概ね順調に実施している（達成度が概ね70%以上90%未満と認められるもの）</p> <p>C：年度計画を十分に達成できていない（達成度が70%未満と認められるもの）</p> <p>D：業務の大幅な改善が必要である（評価委員会が特に認める場合）</p>	<p>法人の自己点検・評価を踏まえつつ、業務の実績について法人からのヒアリングなどを通じて検証し、達成度について評価するとともに、評価の理由や改善点等を特記事項欄に記載する。</p> <p>AA：特筆すべき進捗状況にある（特に認める場合）</p> <p>A：計画通り進んでいる（計画を達成した場合）</p> <p>B：概ね計画どおり進んでいる（8割以上～10割未満）</p> <p>C：やや遅れている（6割以上～8割未満）</p> <p>D：重大な改善事項がある（6割未満）</p>	<p>法人の自己評価や計画設定の妥当性も含めた総合的な検証等を踏まえ、大項目ごとに計画の進捗状況を以下の5種類により示す。</p> <p>1 特筆すべき進捗状況にある（特に認める場合）</p> <p>2 計画通り進んでいる（すべてⅢ～Ⅳ）</p> <p>3 おおむね計画通り進んでいる（Ⅲ～Ⅳの割合が9割以上）</p> <p>4 やや遅れている（Ⅲ～Ⅳの割合が9割未満）</p> <p>5 重大な改善事項がある（特に認める場合）</p> <p>上記の判断基準については、計画の進捗状況を示す目安であり、法人を取り巻く諸事情を勘案し、総合的に判断する。</p> <p>また、法人は、項目内の各記載事項について、項目内における重要性等を勘案してウエイト付けを行うことができる。</p>
6	全体評価	<p>・項目別評価の結果等を踏まえつつ各法人等の特性に配慮して、中期計画の進捗状況全体について記述式により評価する。</p> <p>・その際、学長等のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営を目指した取組み、国民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた運営を目指した取組み及びそれらが機能しているかどうかや教育研究等の質の向上に向けた特色ある取組み等について積極的に評価する。</p>	<p>項目別評価結果を踏まえつつ、法人の中期計画の進捗状況全体について記述式により評価する。</p> <p>特に大学改革を推進するための取組みについては積極的に評価する。</p>	<p>・項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により評価する。</p> <p>・法人化を契機とする大学改革の取組み（学長のリーダーシップの発揮、機動的・戦略的な大学運営、府民に対する説明責任、社会に開かれた大学運営など）を積極的に評価する。</p>	<p>項目別評価の結果等を踏まえ、事業の実施状況、財務状況、法人のマネジメントの観点から、法人の活動全体について定性的に評価する。</p>	<p>項目別評価を踏まえ中期計画の全体的な進捗状況及び次の事項について総合的に評価する。</p> <p>ア 理事長・学長のリーダーシップによる機動的・戦略的な大学運営を目指した取組み</p> <p>イ 県民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取組み</p> <p>ウ 大学の教育研究、地域貢献等における特色ある取組み、創意工夫</p> <p>エ 大学改革を推進させる取組み</p> <p>オ 業務運営等の改善及び効率化、財政状況の改善に関する取組み</p> <p>カ 自己点検・評価及び情報公開に関する取組み</p> <p>キ その他</p>	<p>項目別評価の結果等を踏まえつつ、法人の特性に配慮して中期計画の進捗状況全体について記述式により評価する。</p> <p>その際、理事長及び学長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な大学運営を目指した取組みや、県民や社会に対する説明責任を重視した社会に開かれた大学運営を目指した取組み等について積極的に評価する。</p>

No	区分	(参考) 国立大学法人	東京都	大阪府	秋田県	岩手県	長崎県	
7	評価委員の役割		<ul style="list-style-type: none"> 法人ヒアリング 各委員による評点付け 評価案決定 	<ul style="list-style-type: none"> 法人ヒアリング 委員会としての評点, 評価コメント検討 評価案決定 	<ul style="list-style-type: none"> 法人ヒアリング 各委員による評点付け 評点・コメントの協議集約 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価(全体)のヒアリング及び分析 評価結果のまとめ 		
8	事務局の役割		<ul style="list-style-type: none"> 各委員による評価のとりまとめ 評価原案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 業務実績及び自己評価に関する事実確認 論点の整理, 委員会資料作成 評価原案の作成 	<ul style="list-style-type: none"> 評価調書作成 評価結果(案)作成 	<ul style="list-style-type: none"> 自己評価(項目別)のヒアリング・内容確認 評価結果(案)作成 		
9	評価結果の次年度以降への反映(賞罰的措置等)	中期目標終了時において, 評価結果を次期中期目標期間における運営費交付金の算定に反映することができるものとなるよう留意する。	特段の措置は実施していない(運営交付金の算定方法の変更など特段の措置は実施しないが, 法人に対して指摘事項に対する改善措置の実施及び改善計画の策定を指示している。)	特段の措置は実施していない(評価結果や評価委員からの意見を次年度事業計画に反映するべく検討を行っている。)	特段の措置は実施していない	特段の措置は実施していない	特段の措置は実施していない	
10	日程 □は評価委員出席	6月末 事業報告書提出 7～8月 調査チームによる調査分析 8月下旬～9月 評価(案)策定 9月 法人の意見申立て機会の付与 9月中下旬 評価結果を決定	5月24日 キャンパス視察, 意見交換 6月末 事業報告書提出 7月7日 法人ヒアリング 8月3日 評価結果(案)策定 ～8月9日 法人の意見申立機会付与 8月31日 評価結果の決定 9月13日 法人通知, 知事報告 9月14日 議会報告・公表	6月末 事業報告書提出 7月上旬 委員への事前説明 委員からの質問・意見に基づく事実確認・論点整理 7月20日 法人ヒアリング 評価検討 8月2日 評価, コメント検討 8月中旬 素案策定, 法人の意見申立機会の付与 8月31日 評価結果の決定 〃 通知, 知事報告, 公表 9月28日 議会報告	6月末 事業報告書提出 7月20日 法人ヒアリング 8月10日 評価(案)検討 8月24日 評価(案)決定 〃 法人の意見申出 9月11日 評価結果の確定・公表 9月12日 議会報告	6月末 事業報告書提出 7月・事務局による項目別評価の確認 7月24日 法人ヒアリング 8月8日 評価結果(案)の決定 8月9日 法人の意見申立機会の付与 9月5日 評価結果の確定 9月28日 議会報告・公表	6月末 事業報告書提出 7月11日 自己評価の委員送付 7月30日 調査・分析, 評価(案)の検討 8月上旬 各委員と意見調整 8月17日 評価(案)策定 8月24日 法人へ評価(案)通知 9月4日 法人の意見申出 〃 評価結果の決定 〃 法人通知, 知事報告 9月中 議会報告・公表	
11	評価方法の改善		自己評価の評点を「A, B, C, D」から, 「S, A, B, C」に改訂し, メリハリをつけて評価がしやすくなるような形にした。			年度計画の各項目について評価委員会がヒアリングを行っていたが, 進行状況把握で精一杯となるため, 項目別評価は事務局が確認し, 大学の全体評価(自己評価)の妥当性を中心に検証することとした。		

No	区分	横浜市	北九州市
1	評価の基本方針	<p>① 中期目標の達成に向けて、中期計画等の進捗状況を確認するとともに、専門的な観点から総合的に評価を行い、法人の質的向上に資するとともに、市民にわかりやすく公表していく。</p> <p>② 当該事業年度における業務の実績について評価を行う。</p> <p>③ 前年度の評価で指摘のあった事項については、大学運営に反映されているかなど翌年度の評価の中で確認する。</p> <p>④ 中期計画の実施状況の調査・分析を行う。</p> <p>⑤ 自主自立的な大学運営の実現を目指し、法人全体の組織・業務等に関する改善・充実を必要に応じて修正を求めること。</p> <p>⑥ 法人を取り巻く環境の変化なども踏まえ、必要に応じて中期目標等の期間の中間点において振り返りとして総括を行う。</p>	<p>① 大学の自己点検・評価に基づきながら、各年度における中期計画の実施状況を調査・分析し、その結果等を踏まえ、各年度の業務実績全体について総合的な評価を行う。</p> <p>② 評価結果を踏まえ、必要に応じて業務運営の改善その他について勧告する。</p> <p>③ 教育研究等の質の向上に関する事項について、専門的な観点からの評価は行わない。具体的には「学士、修士及び博士課程の教育内容、方法等」、「研究活動と研究環境」については、客観的な進行状況のみを把握する。</p>
2	教育研究の評価	教育研究に関しては認証評価機関が評価するものとして、評価委員会では、その特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進捗状況を確認する。	教育研究等の質の向上に関する事項について、専門的な観点からの評価は行わない。具体的には「学士、修士及び博士課程の教育内容、方法等」、「研究活動と研究環境」については、客観的な進行状況のみを把握する。
3	自己点検・評価実績報告	<ul style="list-style-type: none"> ・評価委員会は法人から示される指標等を基に評価を行うことから、法人は自ら行う自己評価・自己改善を基に説明責任を果たすことが基本であること。 ・法人は達成状況を客観的に表すためにできる限り数値指標等の指標を設定すること。また、定性的な指標となる場合にはその達成状況が明らかになるよう工夫すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実績報告書において中期計画の記載項目ごとにその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。 ・分野ごとに特記事項を記載する。 法人化のメリットを活かした特色ある取り組みや様々な工夫、中期計画を変更する必要や中期目標の達成に向けて支障が生じた場合の状況や理由など。
4	自己評価基準	<p>A～Dの4段階で評価する。</p> <p>①視点 法人は、市民の視線に留意し、法人が行う内部評価に際して用いる指標や基準・結果・活用についてできる限りわかりやすく説明すること。</p> <p>②体制 法人は説明責任の観点から、目標の達成にかかる組織内の責任の所在を明確にし、法人の長がリーダーシップを発揮できる推進体制を確立すること。</p>	<p>IV：年度計画を上回って実施している</p> <p>III：年度計画を概ね順調に実施している</p> <p>II：年度計画を十分に実施できていない</p> <p>I：年度計画を実施していない</p>

No	区分	横浜市	北九州市
	評価方法	項目別評価及び全体評価を実施	同 左
5	項目別評価	<p>A：年度計画を上回って実施している B：年度計画を順調に実施している C：年度計画を十分に実施できていない D：年度計画を実施していない</p> <p>評価のポイント</p> <ul style="list-style-type: none"> 法人の意見を受けてできる限り定量的な評価指標を設定するとともに、評価基準に基づいて客観的に評価する。 一つの指標のみで適切な評価が困難な項目については、複数指標設定や定性的な評価項目の達成状況を基に評価する。 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準に基づいて客観的に評価することが困難な項目については、委員の協議により評価する。 法人全体としての業務運営、財務内容等の経営面を評価する一方で教育研究の状況についてもその特性に配慮し、事業の外形的、客観的な進捗状況を確認する。 必要に応じて、改善すべき事項や目標設定の妥当性等を記述する。 	<p>① 評価委員会は、中期計画の項目ごとに自己評価や計画設定の妥当性など総合的に検証する。そのとき、評価に必要な資料の提出を大学に求めるとともにヒアリングなどを実施する。</p> <p>② 大学による自己評価と評価委員会の判断が異なる場合は、その理由を示す。また特筆すべき点や遅れている点について分野別に記述式で評価を行う。</p> <p>③ 大学の自己評価に対する検証結果や特記事項を踏まえ、計画の進行状況について以下のような目安を示す。</p> <p>A：特筆すべき進行状況（評価委員会が特に認める場合） B：計画どおり（すべてⅣまたはⅢ） C：概ね計画どおり（ⅣまたはⅢの割合が9割以上） D：やや遅れている（ⅣまたはⅢの割合が9割未満） E：重大な改善事項がある（評価委員会が特に認める場合）</p>
6	全体評価	各年度ごとの評価の結果を踏まえて、中期目標・中期計画の進捗状況を確認するとともに、総合的な評価を行う。ただし、中期目標期間の中間点における振り返りとして総括評価を行う。	分野別評価の結果や大学の実績を端的に示す指標等を参考にしながら、中期計画の進行状況全体について、記述式により評価を行う。
7	評価委員の役割	<ul style="list-style-type: none"> 法人ヒアリング 評価結果の検討・まとめ 	
8	事務局の役割	<ul style="list-style-type: none"> 評価（案）の作成 	
9	評価結果の次年度以降への反映（賞罰的措置等）	法人の取り組みの進捗状況を踏まえて検討することとしている。	反映しない
10	日程 □は評価委員出席	<p>6月末 実績報告書提出 7月5日 法人からヒアリング 7月31日 評価結果（案）策定 8月 法人の意見聴取 8月30日 評価結果の確定 9月12日 評価結果の公表 9月13日 定例市議会に報告 ***** 10～11月 年度計画の進捗説明</p>	<p>6月28日 事業報告書提出 7月3日 法人からヒアリング・審議 ～7月下旬 調査分析、ヒアリング、評価案策定 7月21日 法人ヒアリング・審議 8月8日 評価（案）策定、法人への評価（案）通知 法人の意見申出機会付与 8月14日 評価結果の決定 8月21日 市長報告、公表 9月1日 議会に報告</p>
11	評価方法等の改善	<ul style="list-style-type: none"> 項目別評価結果の記述は、アルファベット（A～D）でなく「…評価できる」「…期待したい」「…努力されたい」等、文書による評価とした。 委員よりヒアリングの機会増の意見があり、次年度はキャンパス視察を行うなど、法人との意見交換の機会を増やした。 	